

## 大山町農業振興地域整備計画変更等理由書

### 1 農業振興地域整備計画の変更理由

該当欄	変更理由
	・農業振興地域整備基本方針が変更されたため
	・農業振興地域の区域が変更されたため
	・農振法第12条の2第1項の規定による基礎調査の結果のため
○	・経済事情の変動その他情勢の推移のため

### 2 農用地利用計画の変更理由等

#### ○農用地区域からの除外

番号	土地の所在・地番	現況地目	面積 (㎡)	除外前の用途区分	理由	除外の具体的理由	除外後の用途
1	大山町所子字皮籠造1112番	田	623	農地	③	法第13条第2項各号の6要件全てを満たし、今後農業施策を実施する予定もないため	宅地
計			623				

注：除外の理由欄は以下の番号を記入

- ①除外する土地が農用地区域の設定基準（農振法第10条第3項各号）に該当しない土地となったため
  - ②農用地区域に含まれない土地（農振法第10条第4項、令第8条第1項各号、規則第4条の4各号及び第4条の5第1項各号）となったため
  - ③農用地等以外の用途に供することを目的に農用地区域から除外する（農振法第13条第1項及び第2項）こととなったため
- 具体的理由欄については、除外することを適当と判断した理由を記載する